

高萩市国土調査事業における標識の保全管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に規定する地籍調査において、法第30条第1項の規定に基づき設置した標識の毀損及び滅失を防止し、その永続的な利用を図るため、当該標識の保全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「標識」とは、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点をいう。

(標識の保全)

第3条 標識の敷地又はその付近で、標識の保全に影響を及ぼすおそれのある工事をしようとする者（以下「工事施工者」という。）は、工事の施工により標識を毀損又は滅失することのないように標識を保全するための措置を講じなければならない。

(標識の原状回復)

第4条 工事施工者は、工事の施工に伴い、やむを得ず標識を一時撤去しようとするとき、又は毀損若しくは滅失したときは、標識の一時撤去（毀損又は滅失）届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 工事施工者は、標識を一時撤去又は毀損若しくは滅失したときは、

当該標識を原状回復しなければならない。

(標識の移転)

第5条 前条第2項の規定による原状回復が困難である場合は、標識の移転の方法によることができるものとする。

- 2 工事施工者は、前項の規定により標識を移転しようとするときは、標識の移転許可申請書（様式第2号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、標識の移転が必要であると認めたときは、標識の移転許可証（様式第3号）により、これを許可するものとする。

(標識の原状回復等の作業)

第6条 第4条第2項の規定による標識の原状回復及び前条第1項の規定による標識の移転作業は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）に従い、測量士又は測量士補の資格を有する者に行わせなければならない。

- 2 工事施工者は、標識の原状回復又は移転が完了したときは、速やかに標識の原状回復（移転）作業完了届（様式第4号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(標識の原状回復等の費用)

第7条 標識の原状回復又は移転に要する費用は、工事施工者の負担とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、標識の保全管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

標識の 一時撤去 届
毀損又は滅失

年 月 日

高萩市長

宛て

住 所 _____

届出者 氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日に標識を 一時撤去したいので、高萩市国土調査事業におけ
毀損又は滅失したので、
る標識の保全管理に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

標 識 の 場 所	
標 識 の 点 番 号	
一時撤去(毀損又は滅失)の理由	
原 状 回 復 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 施 工 者	名 称
	所 在 地 (電話)
	担当者氏名
添 付 書 類	位置図、現場見取図、写真

様式第2号（第5条関係）

標識の移転許可申請書

年 月 日

高萩市長

宛て

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日に届け出た標識の一時撤去 毀損又は滅失 について、標識の原状回復が困難なため移転したいので、高萩市国土調査事業における標識の保全管理に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

標 識 の 点 番 号	
標 識 の 移 転 場 所	
移 転 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	移転計画図、写真

様式第3号（第5条関係）

標識の移転許可証

第 号
年 月 日

様

高萩市長



年 月 日付けで許可申請のあった標識の移転については、次の条件を付して、これを許可します。

標 識 の 点 番 号	
条 件	<ol style="list-style-type: none">1 移転作業は、測量士又は測量士補の資格を有する者が行うこと。2 移転作業に係る費用は、申請者の負担とすること。3 移転作業完了後は、速やかに完了届を提出し、市長の検査を受けること。

様式第4号 (第6条関係)

標識の 原状回復 作業完了届
移 転

年 月 日

高萩市長 宛て

住 所 _____

届出者 氏 名 _____

電 話 _____

標識の 原状回復 作業が完了したので、高萩市国土調査事業における標識の保全管理に
移 転

関する規則第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

標 識 の 場 所	
標 識 の 点 番 号	
作業完了年月日	年 月 日
測 量 従 事 者	測 量 業 者 名
	主 任 技 術 者 氏 名
	業 務 に 必 要 な 免 許 ・ 資 格
担 当 者 氏 名	
添 付 書 類	観測手簿、計算簿、成果簿、精度管理表、現場見取図、写真